



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 6月22日火曜日 第1568号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則..... 667

## 告 示

- 新たに生じた土地の確認（内海村）..... 667
- 字の区域の変更（ " ）..... 667
- 指定医療機関の名称の変更..... 667
- 障害者就業・生活支援センターの指定..... 668
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 668
- 地籍調査の成果の認証..... 668
- 市営土地改良事業の計画の変更等の同意..... 668
- 家畜人工授精師の免許証の交付..... 668
- 愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程の一部改正..... 669
- 保安林の指定の解除..... 669
- 保安林予定森林..... 669
- 林業用種苗生産事業者の変更登録..... 669
- 林業用種苗生産事業者の登録の失効..... 670
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可（3件）..... 670
- 道路の区域変更（一般国道441号）..... 672
- 道路の供用開始（ " ）..... 672
- 開発行為に関する工事の完了..... 673

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）..... 673

## 選挙管理委員会告示

- 不在者投票のできる施設の指定..... 673
- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 673

## 雑 報

裁決手続開始の決定の公告（10件）..... 674

## 規 則

### ○愛媛県規則第39号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

（知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）

**第1条** 知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成10年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第4条の表2の項公開の方法の欄中「用紙」を「視聴、用紙」に改める。

（知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正

）  
**第2条** 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表2の項開示の方法の欄中「用紙」を「視聴、用紙」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、内海村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は内海村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
内海村家串906の2、907、910、914から919まで、1019から1021まで、1061から1072まで及び1077から1079までの地先	3,311.26

### ○愛媛県告示第1355号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、内海村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
家串	内海村家串906の2、907、910、914から919まで、1019から1021まで、1061から1072まで及び1077から1079までの地先公有水面埋立地	3,311.26

### ○愛媛県告示第1356号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第23条の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成16年 6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
町立宇和病院	西予市立宇和病院	平成16年 4月 1日

○愛媛県告示第1357号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称 社会福祉法人来島会
- 2 住所 今治市登畑甲 345 番地 1
- 3 事務所の所在地 今治市室屋町一丁目 1 番地 8
- 4 指定をした日 平成16年6月11日

○愛媛県告示第1358号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
マルヨシセンター山越店	松山市山越三丁目77番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後12時	平成16年7月1日	平成16年6月1日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	午前8時45分から午前0時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1359号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
川内町	大字松瀬川の一部	平成14年度から平成15年度まで	川内町の地籍図及び地籍簿
長浜町	大字今坊の一部	平成14年度から平成15年度まで	長浜町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成16年6月22日

○愛媛県告示第1360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業（ほ場整備及び暗渠排水事業・野間北地区）の計画の変更に平成16年5月26日同意した。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1361号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

免 許 番 号	免 許 年 月 日	家 畜 の 種 類	免 許 資 格	本 籍 地	現 住 所	氏 名 生 年 月 日
第1786号	平成16年6月22日	牛	家畜人工授精 の業務	愛 媛 県	西予市野村町阿下5号937番地2	金 藤 牧 子 昭和53年12月29日

○愛媛県告示第1362号

愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程（昭和40年11月愛媛県告示第1037号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条中「別表第6」を「別表第5」に改める。

第4条第1項及び第5条中「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第1林業・木材産業構造改革推進事業の部2の項経費の欄中「一部事務組合」を「地方公共団体の組合」に、「木材産業構造改革事業計画又は地域林業経営集約化型林業構造改善事業計画」を「又は木材産業構造改革事業計画」に改め、同項経費の配分の変更の欄2及び同項事業の内容の変更の欄中「別表第6」を「別表第5」に改める。

別表第2林業経営構造対策事業の部1の項(6)補助率の欄イ及び別表第3木材産業構造改革事業の部1の項(3)補助率の欄イ中「別表第6」を「別表第5」に改める。

別表第5を削り、別表第6一の表林業経営構造対策型・地域林業経営集約化型の部事業区分の欄中「・地域林業経営集約化型」を削り、別表第6五の表を削り、別表第6を別表第5とする。

○愛媛県告示第1363号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所  
西予市三瓶町皆江字コゴウラ 162 の15
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1364号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- (1) 保安林予定森林の所在場所  
新居浜市大永山字土ノ峠 357 の9、357 の10、357 の13、大生院字松竹4377の2、4377の3、字障子畑4439の2
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

東予市実報寺乙49の2、乙50の3、乙56の3、乙129の1、乙129の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

北条市横谷字子ゴ口中谷丁 131 の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1365号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録変更の届出があった。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更に係る事項

生産事業者中山町森林組合に係る次の事項

生産事業者の名称・事業所の名称

生産事業の内容  
 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所  
 2 変更の内容  
 生産事業者の名称・事業所の名称  
 変更前：中山町森林組合  
 変更後：伊予森林組合  
 生産事業の内容  
 変更前：種穂 採取

苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木育成  
 変更後：苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木育成  
 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所  
 変更前：種穂 伊予郡中山町  
 苗木 伊予郡中山町大字中山町  
 変更後：苗木 伊予郡中山町大字中山町  
 温泉郡川内町大字南方

○愛媛県告示第1366号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
39	伊予市森林組合	伊予市大平甲1057番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成	伊予市森林組合	伊予市大平
40	双海町森林組合	伊予郡双海町大字大久保甲40番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成	双海町森林組合	伊予郡双海町大字大久保

○愛媛県告示第1367号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、津島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

津島町  
 北宇和郡津島町岩松甲 471 番地  
 代表者 町長 曾根貞義  
 北宇和郡津島町大字上畑地甲 604 番地

2 埋立区域

(1) 位置

北宇和郡津島町北灘字真烏山第12号55番3地先から同町北灘字元ノ浦丁1341番地先までの公有水面

(2) 区域

次の1'点から19'点までを順次直線で結んだ線並びに19'点と1'点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡津島町北灘字真烏山第12号55番3地先に設置の金属釘）は、北緯33度07分16秒、東経132度28分22秒の地点

1'点は、基点から真北4度35分00秒2.10メートルの地点

2'点は、1'点から真北4度35分00秒2.90メートルの地点

3'点は、2'点から真北274度41分02秒10.35メー

トルの地点

4'点は、3'点から真北274度32分57秒4.66メートルの地点

5'点は、4'点から真北273度57分49秒9.69メートルの地点

6'点は、5'点から真北273度20分59秒5.36メートルの地点

7'点は、6'点から真北272度45分52秒8.99メートルの地点

8'点は、7'点から真北272度28分30秒29.68メートルの地点

9'点は、8'点から真北271度47分25秒5.09メートルの地点

10'点は、9'点から真北270度08分32秒5.77メートルの地点

11'点は、10'点から真北268度30分29秒5.79メートルの地点

12'点は、11'点から真北266度51分34秒5.07メートルの地点

13'点は、12'点から真北266度11分14秒24.95メートルの地点

14'点は、13'点から真北268度57分39秒4.48メートルの地点

15'点は、14'点から真北274度15分31秒4.51メートルの地点

16'点は、15'点から真北279度48分38秒4.48メートルの地点

17'点は、16'点から真北285度14分08秒4.51メートルの地点

18'点は、17'点から真北287度51分40秒6.05メートルの地点

19'点は、18'点から真北197度57分22秒4.00メー

ルの地点

(3) 面積

404.69平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和62年1月9日 愛媛県指令61河第953号

4 しゅん功認可年月日

平成16年6月22日

○愛媛県告示第1368号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、津島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

津島町

北宇和郡津島町岩松甲471番地

代表者 町長 曾根貞義

北宇和郡津島町大字上畑地甲604番地

2 埋立区域

(1) 位置

北宇和郡津島町北灘字真烏山第12号55番3の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線並びに18点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面の接する線、A点からG点までを順次直線で結んだ線並びにG点とA点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面の接する線によりそれぞれ囲まれた区域

A工区

基点（北宇和郡津島町北灘字真烏山第12号55番3地先に設置の金属鈹）は、北緯33度07分14秒、東経132度28分20秒の地点

1点は、基点から真北118度35分00秒2.72メートルの地点

2点は、1点から真北118度35分00秒2.33メートルの地点

3点は、2点から真北28度35分00秒9.78メートルの地点

4点は、3点から真北29度56分29秒8.92メートルの地点

5点は、4点から真北32度27分53秒8.92メートルの地点

6点は、5点から真北33度51分18秒23.71メートルの地点

7点は、6点から真北35度37分11秒8.28メートルの地点

8点は、7点から真北38度57分11秒6.55メートルの地

点

9点は、8点から真北42度11分18秒8.16メートルの地点

10点は、9点から真北45度30分22秒6.67メートルの地点

11点は、10点から真北47度03分22秒48.20メートルの地点

12点は、11点から真北47度09分45秒8.09メートルの地点

13点は、12点から真北45度03分47秒4.64メートルの地点

14点は、13点から真北40度38分07秒4.64メートルの地点

15点は、14点から真北36度27分18秒4.64メートルの地点

16点は、15点から真北32度01分38秒4.64メートルの地点

17点は、16点から真北22度23分57秒5.93メートルの地点

18点は、17点から真北7度09分12秒2.35メートルの地点

B工区

A点（北宇和郡津島町北灘字真烏山第12号55番3地先に設置の金属鈹）は、北緯33度07分17秒、東経132度28分21秒の地点

B点は、A点から真北299度10分00秒2.75メートルの地点

C点は、B点から真北290度31分46秒3.25メートルの地点

D点は、C点から真北287度17分56秒3.44メートルの地点

E点は、D点から真北279度57分54秒3.45メートルの地点

F点は、E点から真北276度28分22秒8.74メートルの地点

G点は、F点から真北186度32分29秒2.90メートルの地点

(3) 面積

536.07平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和61年1月11日 愛媛県指令60河第922号

4 しゅん功認可年月日

平成16年6月22日

○愛媛県告示第1369号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、津島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
 津島町  
 北宇和郡津島町岩松甲 471 番地  
 代表者 津島町長 曾根 貞義  
 北宇和郡津島町大字上畑地甲 604 番地
- 2 埋立区域
- (1) 位置  
 北宇和郡津島町須下字水ヶ浦 702 番 8 から同 459 番 3 までの地先公有水面
- (2) 区域  
 次の 1 点から 13 点までを順次直線で結んだ線並びに 13 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 ( C . D . L . + 2 25メートル ) の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域  
 基点 ( 北宇和郡津島町須下字水ヶ浦 702 番 8 地内の赤笹物揚場に設置された金属鉄 ) は、北緯 33 度 4 分 6 秒、東経 132 度 24 分 48 秒の地点  
 1 点は、基点から真北 246 度 11 分 18 秒 67.79 メートルの地点  
 2 点は、1 点から真北 186 度 15 分 49 秒 0.66 メートルの地点  
 3 点は、2 点から真北 276 度 13 分 19 秒 3.10 メートルの地点  
 4 点は、3 点から真北 186 度 13 分 17 秒 52.35 メートル

- の地点  
 5 点は、4 点から真北 96 度 16 分 50 秒 1 27 メートルの地点  
 6 点は、5 点から真北 178 度 3 分 10 秒 0.50 メートルの地点  
 7 点は、6 点から真北 259 度 56 分 42 秒 1 27 メートルの地点  
 8 点は、7 点から真北 169 度 56 分 3 秒 39.02 メートルの地点  
 9 点は、8 点から真北 79 度 53 分 36 秒 2 25 メートルの地点  
 10 点は、9 点から真北 151 度 50 分 48 秒 0.50 メートルの地点  
 11 点は、10 点から真北 224 度 25 分 30 秒 2 25 メートルの地点  
 12 点は、11 点から真北 134 度 23 分 20 秒 47.01 メートルの地点  
 13 点は、12 点から真北 224 度 22 分 4 秒 1 41 メートルの地点
- (3) 面積  
 1,081.72 平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号  
 平成 15 年 3 月 3 日 愛媛県指令港第 28 号
- 4 しゅん功認可年月日  
 平成 16 年 6 月 22 日

○愛媛県告示第1370号

道路法 ( 昭和 27 年法律第 180 号 ) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成 16 年 6 月 22 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	441号	西予市野村町松溪 1 号 1567 番 2 から 同町鳥鹿野 631 番まで	旧	メートル 7.1 ~ 17.5	キロメートル 0.162	
			新	11.9 ~ 18.7	0.160	

○愛媛県告示第1371号

道路法 ( 昭和 27 年法律第 180 号 ) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成 16 年 6 月 22 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	西予市野村町松溪 1 号 1567 番 2 から 同町鳥鹿野 631 番まで	平成 16 年 6 月 22 日
"	"	西予市野村町旭 31 番 2 から 同町旭 153 番 2 まで	"

○愛媛県告示第1372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第11号 平成16年6月9日	伊予郡松前町大字大間字南天王234番1	伊予郡松前町大字大間235番地 ヤマキフーズ株式会社 代表取締役 城戸章一
16松局伊土検（開）第12号 平成16年6月9日	伊予市上吾川字六反甲1953番2	伊予市上吾川1986番地 岡本 明
16西局建（開）第3号 平成16年6月10日	西条市神拝字局乙127番8、乙127番20、乙127番22及び乙127番23	岡山県倉敷市児島宇野津1506番地 藤田吉伸 松山市桑原二丁目12番36号 檜垣守利

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年6月11日	NPO法人 未来サポートネット	池内由紀子	愛媛県周桑郡小松町大字南川甲236番地1	この法人は、すべての子どもたちが生き生きと成長し、自立した社会人として心豊かに暮らせる地域社会を作っていくことを目指し、親子への子育てサポートや支援事業を通して、教育環境を主とした地域コミュニティの再生とネットワーク化の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年6月14日	特定非営利活動法人 日本さくら交流協会	山口 聡	愛媛県松山市内宮町甲16番地5	この法人は、戦争やテロのない平和な社会を願い、日本国内及び世界各国の人々に対して、桜の苗木を贈る事業や植樹事業を行い公益に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成16年6月22日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
病院	医療法人沖縄徳洲会 宇和島徳洲会病院	宇和島市住吉町2-6-24

○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成16年6月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,213,893
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,278
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,983

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松山市	381,359	127,120
今治市	95,059	31,687
宇和島市	49,593	16,531
八幡浜市	26,461	8,821
新居浜市	103,666	34,556
西条市	47,172	15,724

大洲市	30,873	10,291
伊予市	24,792	8,264
北条市	23,791	7,931
東予市	27,082	9,028
四国中央市	76,985	25,662
西予市	39,056	13,019
周桑郡	19,491	6,497
越智郡	59,104	19,702
温泉郡	33,080	11,027
上浮穴郡	13,291	4,431
伊予郡	51,937	17,313
喜多郡	25,267	8,423
西宇和郡	19,982	6,661
北宇和郡	42,114	14,038
南宇和郡	23,738	7,913

雑報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成16年6月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年6月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不動産（土地）の表示等							土地所有者 住所氏名	所有権以外の 権利の表示		関係人 住所氏名
所在	地番	地目		面積				受付年月日 受付番号	種類	
		公簿	現況	公簿 (㎡)	実測 (㎡)	収用しようとする土地の実測(㎡)				
愛媛県松山市久谷町	乙166番3	山林	山林	409	2,597.87	1,733.07	別記記載のとおり			

(別記)

持分	住 所	氏 名
16分の1	愛媛県松山市久谷町2243番地	高橋直重
16分の1	愛媛県松山市北井門町418番地15	杉野和弘
16分の1	愛媛県松山市久谷町2218番地	杉野昭一
16分の1	愛媛県松山市久谷町2196番地	嶋津守
16分の1	愛媛県松山市久谷町乙1222番地	杉野秀夫

16分の1	愛媛県松山市久谷町2244番地	高橋 徳政
16分の1	愛媛県松山市久谷町2244番地	高橋 正夫
16分の1	愛媛県松山市久谷町2208番地	棟田 良雄
352分の1	大阪府大阪市此花区伝法三丁目10番18号	森田 令子
176分の1	愛媛県松山市高木町272番地	門屋 純一
176分の1	大阪府堺市協和町5丁481番地 塩穴団地1棟308号	門屋 美貴雄
1,056分の17	愛媛県松山市宮西二丁目4番41号	藤村 弥生
1,056分の17	北海道河東郡鹿追町東町二丁目6番地27	武智 富士夫
1,056分の17	愛媛県松山市窪野町甲1271番地	中川 悦子
16分の1	愛媛県松山市久谷町甲2252番地	武智 正志
16分の1	愛媛県松山市久谷町2196番地	佐野 政民
16分の1	愛媛県松山市久谷町2248番地第2	川井 進
16分の1	愛媛県松山市久谷町2212番地	川井 康明
16分の1	愛媛県松山市久谷町2205番地	川井 秀一
16分の1	愛媛県松山市久谷町2247番地	三好 キヨカ
16分の1	愛媛県松山市久谷町2246番地	三好 隆雄

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成16年6月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年6月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目	面 積		収用及び使用しようとする土地の実測(m <sup>2</sup> )	受付年月日 受付番号	種 類				
	公簿	現況	公簿(m <sup>2</sup> )	実測(m <sup>2</sup> )							
収 用	愛媛県伊予郡砥部町大平569番	山林	山林	338	331.59	212.86	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明	大正15年 4月24日 第1107号	抵当権	不明 ただし、亡工藤市太郎相続人 (ただし、判明している相続人は別記のとおり)	
使 用	愛媛県伊予郡砥部町大平569番	山林	山林	338	331.59	8.08 3.57	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明	大正15年 4月24日 第1107号	抵当権	不明 ただし、亡工藤市太郎相続人 (ただし、判明している相続人は別記のとおり)	

(別記)

持 分	住 所	氏 名
不 明	大阪府大阪市西成区山王一丁目 6 番26号	松 本 敏 行
不 明	福岡県福岡市城南区堤団地14番204号	濱 松 智
不 明	埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目 6 番 5 号	富 永 幸 子
不 明	東京都墨田区文花一丁目26番24号 104	松 本 敦 子
不 明	千葉県柏市柏1284番地の11	松 本 慶 子
不 明	東京都墨田区文花一丁目26番24号 104	松 本 一 男
不 明	大阪府大阪市住吉区苅田九丁目 9 番 4 号	金 高 豊 美
不 明	三重県阿山郡阿山町大字玉瀧64番122 (ただし、住民票の住所 大阪府大阪市西成区山王一丁目 3 番15号)	村 井 英 記
不 明	大阪府大阪市住吉区庭井一丁目13番41号	澤 田 孝 美
不 明	大阪府柏原市大字太平寺818番地の 3	村 井 公 男
不 明	愛媛県伊予郡松前町大字浜747番地	楠 田 美 代 子
不 明	東京都八丈島八丈町三根4871番地	三 好 朝 子
不 明	住所不明 (ただし、住民票の住所 京都府京都市北区紫竹西野山町44番地の 5 杉山マンション205号)	濱 松 一 郎
不 明	福岡県福岡市城南区堤団地24番301号	山 田 千 津 子
不 明	福岡県遠賀郡遠賀町大字虫生津842番地の55	濱 松 良 吉
不 明	大阪府吹田市長野東15番15 - 204号	佐 古 厚 子

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成16年 6 月 8 日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 6 月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			受付年月日 受付番号		種 類		
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)					
収 用	愛媛県伊予郡砥部	573番	山林	山林	1,890	1,894.11	164.34	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			
		574番	山林	山林	309	308.85	174.39	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			
		575番	山林	山林	1,189	1,183.67	174.95	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			

使 用	町大平	576番 4	山林	山林	61	61.72	41.23	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			
		599番 1	畑	畑	427	430.45	199.06 18.94	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			
		604番	畑	山林	9,506	9,588.45	2,460.91	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			
		573番	山林	山林	1,890	1,894.11	178.83	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			
		574番	山林	山林	309	308.85	5.46 33.73	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			
使 用	愛媛県伊予郡砥部町大平	575番	山林	山林	1,189	1,183.67	5.70 14.52	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			
		576番 4	山林	山林	61	61.72	0.25 1.94	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			
		599番 1	畑	畑	427	430.45	7.64	伊予郡砥部町大平162番地 河野 重明			

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成16年 6 月 8 日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 6 月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等						土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権利の表示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目	面 積	公 簿	実 測	収用及び使用しようとする土地の実測 <sup>(a)</sup>		受付年月日 受付番号	種 類	
収 用	愛媛県松山市久谷町	乙471番 1 又は 乙471番 2 の全部 又は一部	山林 又は 畑	山林	1,057 又は 429	不 明	2,078.02	不明 ただし、 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 平松 久則（持分10分の5） 愛媛県松山市衣山二丁目 8 番18号 タガミコーポ302号 上田 栄子（持分10分の4） 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 片岡 正男（持分10分の1） 又は、 不明 ただし、土地登記簿名義人西岡善吉 相続人（ただし、判明している相続人は別記のとおり）		
使 用	愛媛県松山市久谷町	乙471番 1 又は 乙471番 2 の全部 又は一部	山林 又は 畑	山林	1,057 又は 429	不 明	434.40	不明 ただし、 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 平松 久則（持分10分の5） 愛媛県松山市衣山二丁目 8 番18号 タガミコーポ302号 上田 栄子（持分10分の4） 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 片岡 正男（持分10分の1） 又は、 不明 ただし、土地登記簿名義人西岡善吉 相続人（ただし、判明している相続人は別記のとおり）		

(別記)

持分	住所	氏名
不明	愛媛県松山市高砂町四丁目100番地8	重藤昌子
不明	愛媛県上浮穴郡久万町大字久万町402番地	門田秀夫
不明	愛媛県松山市紅葉町2番17号 ライオンズガーデン松山紅葉町304号	山内千代子
不明	愛媛県伊予郡砥部町大平595番地	長田弘成
不明	福岡県宗像市城西ヶ丘二丁目15番地22	井上恵子
不明	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の10 5 - 207号	林秀子
不明	兵庫県神戸市須磨区南落合二丁目1番23号	徳本克昭
不明	兵庫県神戸市須磨区南落合二丁目1番23号	徳本好子
不明	埼玉県川口市上青木一丁目9番24号	上村由美子
不明	愛媛県松山市藤原一丁目3番14号	林銑十郎
不明	香川県香川郡香川町大字浅野2233番地44	田中久美子
不明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川718番地の2	菅原千鶴子
不明	広島県広島市西区己斐大迫三丁目39番29号	渡辺弘子
不明	兵庫県西宮市甲子園三番町10番18 - 315号	金子登洋子
不明	東京都中野区野方二丁目53番14号	古野チカエ
不明	兵庫県西宮市一里山町11番2 - 405号	林勝行
不明	福岡県福岡市南区長丘二丁目18番3 - 102号	洪野英明
不明	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1番25号	梁田小夜子
不明	愛媛県松山市吉藤二丁目19番28号	澁野俊郎
不明	愛媛県宇和島市野川丙88番地7の2	山下洋子
不明	愛媛県松山市安城寺町1461番地15	澁野義昭
不明	愛媛県松山市久谷町甲2431番地	倉瀬ミツ
不明	住所不明(ただし、住民票の住所 愛媛県松山市和泉577番地)	富岡紀美夫
不明	愛媛県松山市永木町一丁目6番地4	白形桃子
不明	愛媛県松山市西石井六丁目15番21号	武智礼子
不明	愛媛県松山市東石井町576番地 寿レジデンス103号	富岡俊一
不明	愛媛県松山市山越二丁目7番2号	富岡主計
不明	愛媛県松山市高砂町四丁目100番地4	貞方ヨシエ

不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神甲1512番地	丸 山 勝 甫
不 明	愛媛県松山市久谷町2943番地	富 岡 政 男
不 明	愛媛県伊予郡砥部町岩谷口295番地	中 村 竹 子
不 明	長崎県北松浦郡吉井町春明免299番地 3	大 西 キ 又
不 明	北海道三石郡三石町字旭町91番地の 2	大 西 正 友
不 明	栃木県小山市三峯二丁目 9 番32号	栗 山 宮 子
不 明	長崎県北松浦郡吉井町春明免299番地 3	松 永 ヨウ子
不 明	宮崎県宮崎市中村西二丁目 2 番41号	松 田 信 義
不 明	大阪府大阪市淀川区三国本町二丁目 7 番23号	大 西 徳 廣
不 明	長崎県佐世保市針尾東町613番地 3	熊 本 一 恵
不 明	愛媛県松山市桑原一丁目 4 番 6 号	大 野 八重子
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神甲1360番地の 2	上 田 國 城
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字上野尻甲63番地の 1	大 上 トミ子
不 明	愛媛県西条市神拝甲291番地	三 浦 佐美江
不 明	愛媛県松山市中村四丁目 6 番30号	隅 田 巖
不 明	愛媛県松山市中村四丁目 3 番43号	松 友 省 三
不 明	愛媛県松山市中村四丁目 3 番43号	松 友 敦 美
不 明	愛媛県松山市中村四丁目 3 番43号	松 友 大 和
不 明	愛媛県北条市大浦729番地	長 野 俊 恵
不 明	愛媛県松山市中村四丁目 2 番14号	御 中 英 夫
不 明	愛媛県松山市中村四丁目13番37号	富 岡 和 枝
不 明	大阪府堺市東浅香山町二丁250番地	一 色 洋 子
不 明	愛媛県松山市中村五丁目13番12号	大 津 秀 子
不 明	愛媛県松山市中村五丁目13番12号	藤 田 れい子
不 明	愛媛県松山市中村四丁目 2 番14号	御 中 賢 一
不 明	愛媛県松山市北藤原町12番地 4	小 立 三恵子
不 明	京都府京都市中京区河原町通二条上る清水町341番地11 グランクール河原町二条814号	相 原 良 直
不 明	東京都八王子市寺田町432番地 グリーンヒル寺田121 - 4	篠 原 秀 行
不 明	愛媛県今治市常盤町八丁目 1 番10号	相 原 昌 雄

不	明	愛媛県松山市和泉318番地1 やまのりハイツ303号	伊藤 由美子
不	明	東京都北区田端一丁目22番5 - 203号	相原 時夫
不	明	愛媛県伊予郡砥部町川井1636番地1	相原 明一
不	明	愛媛県松山市南梅本町1040番地	相原 喜美子
不	明	徳島県徳島市八万町中津浦228番地の9	相原 忠和
不	明	高知県高知市桜井町二丁目5番5号	西村 幸江
不	明	愛媛県松山市南梅本町1041番地9	篠原 ふみ子
不	明	福岡県北九州市小倉北区下到津五丁目8番24 - 712号	木原 香
不	明	神奈川県横浜市鶴見区岸谷三丁目13番5 - 311号	岩下 弘子
不	明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川695番地1	清水 智宏
不	明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川675番地	清水 透
不	明	愛媛県松山市恵原町甲1505番地	宮脇 民恵
不	明	神奈川県大和市つきみ野一丁目4番地の9	相原 喜明
不	明	愛媛県松山市北土居町14番地の3	富山 ミチ子
不	明	愛媛県伊予郡砥部町大南1580番地	二ノ宮 チヨノ
不	明	愛媛県伊予郡砥部町大南1540番地	二ノ宮 五月
不	明	福岡県中間市桜台一丁目15番31号	黒岩 八重子
不	明	愛媛県松山市東石井町80番地 石井団地4棟82号	荒田 アイ子
不	明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目6番17号	門出 長治
不	明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目6番17号	門出 博之
不	明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目5番10号	門出 智治
不	明	愛媛県伊予郡砥部町大南1600番地	二ノ宮 富嘉
不	明	愛媛県松山市東石井町612番地1	宮内 チユカ
不	明	愛媛県今治市松木1番地の23	二ノ宮 金重
不	明	兵庫県宝塚市口谷東一丁目10番8号	二ノ宮 國廣
不	明	大阪府堺市引野町三丁134番地の3	二ノ宮 秀樹
不	明	奈良県大和郡山市今国府町636番地1 (ただし、住民票の住所 奈良県大和郡山市小林町409番地の31)	藤田 政信
不	明	住所不明 (ただし、住民票の住所 大阪府大阪市港区南市岡一丁目5番3号大城アパート)	藤田 武雄
不	明	愛媛県伊予郡松前町大字筒井172番地	藤田 正一

不 明	愛媛県松山市和泉北一丁目8番48号 江口アパート3号	藤 田 一 夫
不 明	愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地 県営団地27棟227号	原 岡 洋 子
不 明	愛媛県伊予郡砥部町岩谷口203番地	和 田 ウタ子
不 明	愛媛県松山市久谷町2624番地	富 岡 鶴 吉
不 明	愛媛県松山市中村四丁目13番37号	富 岡 義 正
不 明	愛媛県伊予郡砥部町北川毛838番地	仙 場 秋 子
不 明	香川県東かがわ市三本松1328番地10	山 本 千 恵 香
不 明	愛媛県松山市久保田町106番地13,14	富 岡 春 市

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成16年6月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年6月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする土地の実測(㎡)	受 付 番 号			
愛媛県松山市久谷町	乙471番1 又は 乙471番2 又は 乙469番 の全部 又は一部		山林 又は 畑 又は 山林	1,057 又は 429 又は 2,694	不 明	36.64				
							不明 ただし、 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 平松 久則（持分10分の5） 愛媛県松山市衣山二丁目8番18号 タガミコーポ302号 上田 栄子（持分10分の4） 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 片岡 正男（持分10分の1） 又は、 不明 ただし、土地登記簿名義人亡西岡善吉 相続人（ただし、判明している相続人は別記のとおり） 又は、 愛媛県伊予郡砥部町原町261番地 中田 豊（持分2分の1） 愛媛県松山市天山一丁目1番32号 中田 鶴喜（持分2分の1）			

(別記)

持 分	住 所	氏 名
不 明	愛媛県松山市高砂町四丁目100番地8	重 藤 昌 子
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字久万町402番地	門 田 秀 夫
不 明	愛媛県松山市紅葉町2番17号 ライオンズガーデン松山紅葉町304号	山 内 千 代 子
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大平595番地	長 田 弘 成

不 明	福岡県宗像市城西ヶ丘二丁目15番地22	井 上 恵 子
不 明	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の10 5 - 207号	林 秀 子
不 明	兵庫県神戸市須磨区南落合二丁目 1 番23号	徳 本 克 昭
不 明	兵庫県神戸市須磨区南落合二丁目 1 番23号	徳 本 好 子
不 明	埼玉県川口市上青木一丁目 9 番24号	上 村 由美子
不 明	愛媛県松山市藤原一丁目 3 番14号	林 銑十郎
不 明	香川県香川郡香川町大字浅野2233番地44	田 中 久美子
不 明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川718番地の 2	菅 原 千鶴子
不 明	広島県広島市西区己斐大迫三丁目39番29号	渡 辺 弘 子
不 明	兵庫県西宮市甲子園三番町10番18 - 315号	金 子 登洋子
不 明	東京都中野区野方二丁目53番14号	古 野 千力工
不 明	兵庫県西宮市一里山町11番 2 - 405号	林 勝 行
不 明	福岡県福岡市南区長丘二丁目18番 3 - 102号	渋 野 英 明
不 明	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目 1 番25号	梁 田 小夜子
不 明	愛媛県松山市吉藤二丁目19番28号	澁 野 俊 郎
不 明	愛媛県宇和島市野川丙88番地 7 の 2	山 下 洋 子
不 明	愛媛県松山市安城寺町1461番地15	澁 野 義 昭
不 明	愛媛県松山市久谷町甲2431番地	倉 瀬 ミ ッ
不 明	住所不明(ただし、住民票の住所 愛媛県松山市和泉577番地)	富 岡 紀美夫
不 明	愛媛県松山市永木町一丁目 6 番地 4	白 形 桃 子
不 明	愛媛県松山市西石井六丁目15番21号	武 智 礼 子
不 明	愛媛県松山市東石井町576番地 寿レジデンス103号	富 岡 俊 一
不 明	愛媛県松山市山越二丁目 7 番 2 号	富 岡 主 計
不 明	愛媛県松山市高砂町四丁目100番地 4	貞 方 ヨシ工
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神甲1512番地	丸 山 勝 甫
不 明	愛媛県松山市久谷町2943番地	富 岡 政 男
不 明	愛媛県伊予郡砥部町岩谷口295番地	中 村 竹 子
不 明	長崎県北松浦郡吉井町春明免299番地 3	大 西 キ ヌ
不 明	北海道三石郡三石町字旭町91番地の 2	大 西 正 友

不 明	栃木県小山市三峯二丁目9番32号	栗 山 宮 子
不 明	長崎県北松浦郡吉井町春明免299番地3	松 永 ヨウ子
不 明	宮崎県宮崎市中村西二丁目2番41号	松 田 信 義
不 明	大阪府大阪市淀川区三国本町二丁目7番23号	大 西 徳 廣
不 明	長崎県佐世保市針尾東町613番地3	熊 本 一 恵
不 明	愛媛県松山市桑原一丁目4番6号	大 野 八重子
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神甲1360番地の2	上 田 國 城
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字上野尻甲63番地の1	大 上 トミ子
不 明	愛媛県西条市神拝甲291番地	三 浦 佐美江
不 明	愛媛県松山市中村四丁目6番30号	隅 田 巖
不 明	愛媛県松山市中村四丁目3番43号	松 友 省 三
不 明	愛媛県松山市中村四丁目3番43号	松 友 敦 美
不 明	愛媛県松山市中村四丁目3番43号	松 友 大 和
不 明	愛媛県北条市大浦729番地	長 野 俊 恵
不 明	愛媛県松山市中村四丁目2番14号	御 中 英 夫
不 明	愛媛県松山市中村四丁目13番37号	富 岡 和 枝
不 明	大阪府堺市東浅香山町二丁目250番地	一 色 洋 子
不 明	愛媛県松山市中村五丁目13番12号	大 津 秀 子
不 明	愛媛県松山市中村五丁目13番12号	藤 田 れい子
不 明	愛媛県松山市中村四丁目2番14号	御 中 賢 一
不 明	愛媛県松山市北藤原町12番地4	小 立 三恵子
不 明	京都府京都市中京区河原町通二条上清水町341番地11 グランクール河原町二条814号	相 原 良 直
不 明	東京都八王子市寺田町432番地 グリーンヒル寺田121-4	篠 原 秀 行
不 明	愛媛県今治市常盤町八丁目1番10号	相 原 昌 雄
不 明	愛媛県松山市和泉318番地1 やまのりハイツ303号	伊 藤 由美子
不 明	東京都北区田端一丁目22番5-203号	相 原 時 夫
不 明	愛媛県伊予郡砥部町川井1636番地1	相 原 明 一
不 明	愛媛県松山市南梅本町1040番地	相 原 喜美子
不 明	徳島県徳島市八万町中津浦228番地の9	相 原 忠 和

不 明	高知県高知市桜井町二丁目 5 番 5 号	西 村 幸 江
不 明	愛媛県松山市南梅本町1041番地 9	篠 原 ふみ子
不 明	福岡県北九州市小倉北区下到津五丁目 8 番 24 - 712号	木 原 香
不 明	神奈川県横浜市鶴見区岸谷三丁目13番 5 - 311号	岩 下 弘 子
不 明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川695番地 1	清 水 智 宏
不 明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川675番地	清 水 透
不 明	愛媛県松山市恵原町甲1505番地	宮 脇 民 恵
不 明	神奈川県大和市つきみ野一丁目 4 番地の 9	相 原 喜 明
不 明	愛媛県松山市北土居町14番地の 3	富 山 ミチ子
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大南1580番地	二ノ宮 チヨノ
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大南1540番地	二ノ宮 五 月
不 明	福岡県中間市桜台一丁目15番31号	黒 岩 八重子
不 明	愛媛県松山市東石井町80番地 石井団地 4 棟82号	荒 田 アイ子
不 明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目 6 番17号	門 出 長 治
不 明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目 6 番17号	門 出 博 之
不 明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目 5 番10号	門 出 智 治
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大南1600番地	二ノ宮 富 嘉
不 明	愛媛県松山市東石井町612番地 1	宮 内 チユカ
不 明	愛媛県今治市松木 1 番地の23	二ノ宮 金 重
不 明	兵庫県宝塚市口谷東一丁目10番 8 号	二ノ宮 國 廣
不 明	大阪府堺市引野町三丁134番地の 3	二ノ宮 秀 樹
不 明	奈良県大和郡山市今国府町636番地 1 (ただし、住民票の住所 奈良県大和郡山市小林町409番地の 31)	藤 田 政 信
不 明	住所不明(ただし、住民票の住所 大阪府大阪市港区南市岡一丁目 5 番 3 号大城アパート)	藤 田 武 雄
不 明	愛媛県伊予郡松前町大字筒井172番地	藤 田 正 一
不 明	愛媛県松山市和泉北一丁目 8 番48号 江口アパート 3号	藤 田 一 夫
不 明	愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地 県営団地27棟227号	原 岡 洋 子
不 明	愛媛県伊予郡砥部町岩谷口203番地	和 田 ウタ子
不 明	愛媛県松山市久谷町2624番地	富 岡 鶴 吉
不 明	愛媛県松山市中村四丁目13番37号	富 岡 義 正

不 明	愛媛県伊予郡砥部町北川毛838番地	仙 場 秋 子
不 明	香川県東かがわ市三本松1328番地10	山 本 千 恵 香
不 明	愛媛県松山市久保田町106番地13 ,14	富 岡 春 市

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成16年 6 月 8 日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 6 月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m)	実 測 (m)	収用しようとする土地の実測(m)				
愛媛県松山市久谷町	乙471番1 又は 乙471番2 又は 乙472番 の全部 又は一部		山林 又は 畑 又は 山林	1,057 又は 429 又は 743	不 明	23.63	不明 ただし、 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 平松 久則（持分10分の5） 愛媛県松山市衣山二丁目8番18号 タガミコーポ302号 上田 栄子（持分10分の4） 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 片岡 正男（持分10分の1） 又は、 不明 ただし、土地登記簿名義人亡西岡善吉 相続人（ただし、判明している相続人は別記のとおり） 又は、 愛媛県松山市井門町376番地 新崎 修			

(別記)

持 分	住 所	氏 名
不 明	愛媛県松山市高砂町四丁目100番地 8	重 藤 昌 子
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字久万町402番地	門 田 秀 夫
不 明	愛媛県松山市紅葉町 2 番17号 ライオンズガーデン松山紅葉町304号	山 内 千 代 子
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大平595番地	長 田 弘 成
不 明	福岡県宗像市城西ヶ丘二丁目15番地22	井 上 恵 子
不 明	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の10 5 - 207号	林 秀 子
不 明	兵庫県神戸市須磨区南落合二丁目 1 番23号	徳 本 克 昭
不 明	兵庫県神戸市須磨区南落合二丁目 1 番23号	徳 本 好 子
不 明	埼玉県川口市上青木一丁目 9 番24号	上 村 由 美 子

不 明	愛媛県松山市藤原一丁目3番14号	林 銃十郎
不 明	香川県香川郡香川町大字浅野2233番地44	田 中 久美子
不 明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川718番地の2	菅 原 千鶴子
不 明	広島県広島市西区己斐大迫三丁目39番29号	渡 辺 弘 子
不 明	兵庫県西宮市甲子園三番町10番18 - 315号	金 子 登洋子
不 明	東京都中野区野方二丁目53番14号	古 野 千力工
不 明	兵庫県西宮市一里山町11番2 - 405号	林 勝 行
不 明	福岡県福岡市南区長丘二丁目18番3 - 102号	渋 野 英 明
不 明	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1番25号	梁 田 小夜子
不 明	愛媛県松山市吉藤二丁目19番28号	澁 野 俊 郎
不 明	愛媛県宇和島市野川丙88番地7の2	山 下 洋 子
不 明	愛媛県松山市安城寺町1461番地15	澁 野 義 昭
不 明	愛媛県松山市久谷町甲2431番地	倉 瀬 ミ ッ
不 明	住所不明(ただし、住民票の住所 愛媛県松山市和泉577番地)	富 岡 紀美夫
不 明	愛媛県松山市永木町一丁目6番地4	白 形 桃 子
不 明	愛媛県松山市西石井六丁目15番21号	武 智 礼 子
不 明	愛媛県松山市東石井町576番地 寿レジデンス103号	富 岡 俊 一
不 明	愛媛県松山市山越二丁目7番2号	富 岡 主 計
不 明	愛媛県松山市高砂町四丁目100番地4	貞 方 ヨシエ
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神甲1512番地	丸 山 勝 甫
不 明	愛媛県松山市久谷町2943番地	富 岡 政 男
不 明	愛媛県伊予郡砥部町岩谷口295番地	中 村 竹 子
不 明	長崎県北松浦郡吉井町春明免299番地3	大 西 キ ヌ
不 明	北海道三石郡三石町字旭町91番地の2	大 西 正 友
不 明	栃木県小山市三峯二丁目9番32号	栗 山 宮 子
不 明	長崎県北松浦郡吉井町春明免299番地3	松 永 ヨウ子
不 明	宮崎県宮崎市中村西二丁目2番41号	松 田 信 義
不 明	大阪府大阪市淀川区三国本町二丁目7番23号	大 西 徳 廣
不 明	長崎県佐世保市針尾東町613番地3	熊 本 一 恵

不 明	愛媛県松山市桑原一丁目4番6号	大野 八重子
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神甲1360番地の2	上田 國城
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字上野尻甲63番地の1	大上 トミ子
不 明	愛媛県西条市神拝甲291番地	三浦 佐美江
不 明	愛媛県松山市中村四丁目6番30号	隅田 巖
不 明	愛媛県松山市中村四丁目3番43号	松友 省三
不 明	愛媛県松山市中村四丁目3番43号	松友 敦美
不 明	愛媛県松山市中村四丁目3番43号	松友 大和
不 明	愛媛県北条市大浦729番地	長野 俊恵
不 明	愛媛県松山市中村四丁目2番14号	御中 英夫
不 明	愛媛県松山市中村四丁目13番37号	富岡 和枝
不 明	大阪府堺市東浅香山町二丁目250番地	一色 洋子
不 明	愛媛県松山市中村五丁目13番12号	大津 秀子
不 明	愛媛県松山市中村五丁目13番12号	藤田 れい子
不 明	愛媛県松山市中村四丁目2番14号	御中 賢一
不 明	愛媛県松山市北藤原町12番地4	小立 三恵子
不 明	京都府京都市中京区河原町通二条上清水町341番地11 グランクール河原町二条814号	相原 良直
不 明	東京都八王子市寺田町432番地 グリーンヒル寺田121-4	篠原 秀行
不 明	愛媛県今治市常盤町八丁目1番10号	相原 昌雄
不 明	愛媛県松山市和泉318番地1 やまのりハイツ303号	伊藤 由美子
不 明	東京都北区田端一丁目22番5-203号	相原 時夫
不 明	愛媛県伊予郡砥部町川井1636番地1	相原 明一
不 明	愛媛県松山市南梅本町1040番地	相原 喜美子
不 明	徳島県徳島市八万町中津浦228番地の9	相原 忠和
不 明	高知県高知市桜井町二丁目5番5号	西村 幸江
不 明	愛媛県松山市南梅本町1041番地9	篠原 ふみ子
不 明	福岡県北九州市小倉北区下到津五丁目8番24-712号	木原 香
不 明	神奈川県横浜市鶴見区岸谷三丁目13番5-311号	岩下 弘子
不 明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川695番地1	清水 智宏

不 明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川675番地	清 水 透
不 明	愛媛県松山市恵原町甲1505番地	宮 脇 民 恵
不 明	神奈川県大和市つきみ野一丁目4番地の9	相 原 喜 明
不 明	愛媛県松山市北土居町14番地の3	富 山 ミチ子
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大南1580番地	二ノ宮 チヨノ
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大南1540番地	二ノ宮 五 月
不 明	福岡県中間市桜台一丁目15番31号	黒 岩 八重子
不 明	愛媛県松山市東石井町80番地 石井団地4棟82号	荒 田 アイ子
不 明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目6番17号	門 出 長 治
不 明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目6番17号	門 出 博 之
不 明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目5番10号	門 出 智 治
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大南1600番地	二ノ宮 富 嘉
不 明	愛媛県松山市東石井町612番地1	宮 内 チユカ
不 明	愛媛県今治市松木1番地の23	二ノ宮 金 重
不 明	兵庫県宝塚市口谷東一丁目10番8号	二ノ宮 國 廣
不 明	大阪府堺市引野町三丁134番地の3	二ノ宮 秀 樹
不 明	奈良県大和郡山市今国府町636番地1(ただし、住民票の住所 奈良県大和郡山市小林町409番地の31)	藤 田 政 信
不 明	住所不明(ただし、住民票の住所 大阪府大阪市港区南市岡一丁目5番3号大城アパート)	藤 田 武 雄
不 明	愛媛県伊予郡松前町大字筒井172番地	藤 田 正 一
不 明	愛媛県松山市和泉北一丁目8番48号 江口アパート3号	藤 田 一 夫
不 明	愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地 県営団地27棟227号	原 岡 洋 子
不 明	愛媛県伊予郡砥部町岩谷口203番地	和 田 ウタ子
不 明	愛媛県松山市久谷町2624番地	富 岡 鶴 吉
不 明	愛媛県松山市中村四丁目13番37号	富 岡 義 正
不 明	愛媛県伊予郡砥部町北川毛838番地	仙 場 秋 子
不 明	香川県東かがわ市三本松1328番地10	山 本 千恵香
不 明	愛媛県松山市久保田町106番地13,14	富 岡 春 市

#### ○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成16年6月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年6月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等						土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目	面 積	公 簿 積	実 測 積	収用及び使用しようとする土地の実測積		受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
収 用	愛媛県松山市久谷町	乙471番1 又は 乙471番2 又は 甲2938番2 の全部 又は一部	山林 又は 畑 又は 畑	山林	1,057 又は 429 又は 651	不 明	2.19	不明 ただし、 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 平松 久則（持分10分の5） 愛媛県松山市衣山二丁目8番18号 タガミコーポ302号 上田 栄子（持分10分の4） 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 片岡 正男（持分10分の1） 又は、 不明 ただし、土地登記簿名義人亡西岡善吉 相続人（ただし、判明している相続人 は別記のとおり） 又は、 愛媛県松山市久谷町2941番地 大西 隆雄		
使 用	愛媛県松山市久谷町	乙471番1 又は 乙471番2 又は 甲2938番2 の全部 又は一部	山林 又は 畑 又は 畑	山林	1,057 又は 429 又は 651	不 明	2.87	不明 ただし、 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 平松 久則（持分10分の5） 愛媛県松山市衣山二丁目8番18号 タガミコーポ302号 上田 栄子（持分10分の4） 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 片岡 正男（持分10分の1） 又は、 不明 ただし、土地登記簿名義人亡西岡善吉 相続人（ただし、判明している相続人 は別記のとおり） 又は、 愛媛県松山市久谷町2941番地 大西 隆雄		

( 別 記 )

持 分	住 所	氏 名
不 明	愛媛県松山市高砂町四丁目100番地8	重 藤 昌 子
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字久万町402番地	門 田 秀 夫
不 明	愛媛県松山市紅葉町2番17号 ライオンズガーデン松山紅葉町304号	山 内 千 代 子
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大平595番地	長 田 弘 成
不 明	福岡県宗像市城西ヶ丘二丁目15番地22	井 上 恵 子
不 明	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の10 5 - 207号	林 秀 子
不 明	兵庫県神戸市須磨区南落合二丁目1番23号	徳 本 克 昭
不 明	兵庫県神戸市須磨区南落合二丁目1番23号	徳 本 好 子
不 明	埼玉県川口市上青木一丁目9番24号	上 村 由 美 子

不 明	愛媛県松山市藤原一丁目3番14号	林 銃十郎
不 明	香川県香川郡香川町大字浅野2233番地44	田 中 久美子
不 明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川718番地の2	菅 原 千鶴子
不 明	広島県広島市西区己斐大迫三丁目39番29号	渡 辺 弘 子
不 明	兵庫県西宮市甲子園三番町10番18 - 315号	金 子 登洋子
不 明	東京都中野区野方二丁目53番14号	古 野 千力工
不 明	兵庫県西宮市一里山町11番2 - 405号	林 勝 行
不 明	福岡県福岡市南区長丘二丁目18番3 - 102号	渋 野 英 明
不 明	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1番25号	梁 田 小夜子
不 明	愛媛県松山市吉藤二丁目19番28号	澁 野 俊 郎
不 明	愛媛県宇和島市野川丙88番地7の2	山 下 洋 子
不 明	愛媛県松山市安城寺町1461番地15	澁 野 義 昭
不 明	愛媛県松山市久谷町甲2431番地	倉 瀬 ミ ッ
不 明	住所不明(ただし、住民票の住所 愛媛県松山市和泉577番地)	富 岡 紀美夫
不 明	愛媛県松山市永木町一丁目6番地4	白 形 桃 子
不 明	愛媛県松山市西石井六丁目15番21号	武 智 礼 子
不 明	愛媛県松山市東石井町576番地 寿レジデンス103号	富 岡 俊 一
不 明	愛媛県松山市山越二丁目7番2号	富 岡 主 計
不 明	愛媛県松山市高砂町四丁目100番地4	貞 方 ヨシエ
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神甲1512番地	丸 山 勝 甫
不 明	愛媛県松山市久谷町2943番地	富 岡 政 男
不 明	愛媛県伊予郡砥部町岩谷口295番地	中 村 竹 子
不 明	長崎県北松浦郡吉井町春明免299番地3	大 西 キ ヌ
不 明	北海道三石郡三石町字旭町91番地の2	大 西 正 友
不 明	栃木県小山市三峯二丁目9番32号	栗 山 宮 子
不 明	長崎県北松浦郡吉井町春明免299番地3	松 永 ヨウ子
不 明	宮崎県宮崎市中村西二丁目2番41号	松 田 信 義
不 明	大阪府大阪市淀川区三国本町二丁目7番23号	大 西 徳 廣
不 明	長崎県佐世保市針尾東町613番地3	熊 本 一 恵

不 明	愛媛県松山市桑原一丁目4番6号	大 野 八重子
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神甲1360番地の2	上 田 國 城
不 明	愛媛県上浮穴郡久万町大字上野尻甲63番地の1	大 上 トミ子
不 明	愛媛県西条市神拝甲291番地	三 浦 佐美江
不 明	愛媛県松山市中村四丁目6番30号	隅 田 巖
不 明	愛媛県松山市中村四丁目3番43号	松 友 省 三
不 明	愛媛県松山市中村四丁目3番43号	松 友 敦 美
不 明	愛媛県松山市中村四丁目3番43号	松 友 大 和
不 明	愛媛県北条市大浦729番地	長 野 俊 恵
不 明	愛媛県松山市中村四丁目2番14号	御 中 英 夫
不 明	愛媛県松山市中村四丁目13番37号	富 岡 和 枝
不 明	大阪府堺市東浅香山町二丁目250番地	一 色 洋 子
不 明	愛媛県松山市中村五丁目13番12号	大 津 秀 子
不 明	愛媛県松山市中村五丁目13番12号	藤 田 れい子
不 明	愛媛県松山市中村四丁目2番14号	御 中 賢 一
不 明	愛媛県松山市北藤原町12番地4	小 立 三恵子
不 明	京都府京都市中京区河原町通二条上る清水町341番地11 グランクール河原町二条814号	相 原 良 直
不 明	東京都八王子市寺田町432番地 グリーンヒル寺田121 - 4	篠 原 秀 行
不 明	愛媛県今治市常盤町八丁目1番10号	相 原 昌 雄
不 明	愛媛県松山市和泉318番地1 やまのりハイツ303号	伊 藤 由美子
不 明	東京都北区田端一丁目22番5 - 203号	相 原 時 夫
不 明	愛媛県伊予郡砥部町川井1636番地1	相 原 明 一
不 明	愛媛県松山市南梅本町1040番地	相 原 喜美子
不 明	徳島県徳島市八万町中津浦228番地の9	相 原 忠 和
不 明	高知県高知市桜井町二丁目5番5号	西 村 幸 江
不 明	愛媛県松山市南梅本町1041番地9	篠 原 ふみ子
不 明	福岡県北九州市小倉北区下到津五丁目8番24 - 712号	木 原 香
不 明	神奈川県横浜市鶴見区岸谷三丁目13番5 - 311号	岩 下 弘 子
不 明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川695番地1	清 水 智 宏

不 明	愛媛県温泉郡重信町大字志津川675番地	清 水 透
不 明	愛媛県松山市恵原町甲1505番地	宮 脇 民 恵
不 明	神奈川県大和市つきみ野一丁目 4 番地の 9	相 原 喜 明
不 明	愛媛県松山市北土居町14番地の 3	富 山 ミチ子
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大南1580番地	二ノ宮 チヨノ
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大南1540番地	二ノ宮 五 月
不 明	福岡県中間市桜台一丁目15番31号	黒 岩 八重子
不 明	愛媛県松山市東石井町80番地 石井団地 4 棟82号	荒 田 アイ子
不 明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目 6 番17号	門 出 長 治
不 明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目 6 番17号	門 出 博 之
不 明	広島県安芸郡府中町八幡四丁目 5 番10号	門 出 智 治
不 明	愛媛県伊予郡砥部町大南1600番地	二ノ宮 富 嘉
不 明	愛媛県松山市東石井町612番地 1	宮 内 チユカ
不 明	愛媛県今治市松木 1 番地の23	二ノ宮 金 重
不 明	兵庫県宝塚市口谷東一丁目10番 8 号	二ノ宮 國 廣
不 明	大阪府堺市引野町三丁134番地の 3	二ノ宮 秀 樹
不 明	奈良県大和郡山市今国府町636番地 1 (ただし、住民票の住所 奈良県大和郡山市小林町409番地の31)	藤 田 政 信
不 明	住所不明(ただし、住民票の住所 大阪府大阪市港区南市岡一丁目 5 番 3 号大城アパート)	藤 田 武 雄
不 明	愛媛県伊予郡松前町大字筒井172番地	藤 田 正 一
不 明	愛媛県松山市和泉北一丁目 8 番48号 江口アパート 3 号	藤 田 一 夫
不 明	愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地 県営団地27棟227号	原 岡 洋 子
不 明	愛媛県伊予郡砥部町岩谷口203番地	和 田 ウタ子
不 明	愛媛県松山市久谷町2624番地	富 岡 鶴 吉
不 明	愛媛県松山市中村四丁目13番37号	富 岡 義 正
不 明	愛媛県伊予郡砥部町北川毛838番地	仙 場 秋 子
不 明	香川県東かがわ市三本松1328番地10	山 本 千恵香
不 明	愛媛県松山市久保田町106番地13 ,14	富 岡 春 市

#### ○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第 219 号)第45条の 2 の規定により、平成16年 6 月 8 日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 6月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 ( $m^2$ )	実 測 ( $m^2$ )	収 用 し よ う と す る 土 地 の 実 測 ( $m^2$ )				
愛媛県松山市久谷町	乙469番	山林	山林	2,694	不 明	162.12	愛媛県伊予郡砥部町原町261番地 中田 豊（持分2分の1） 愛媛県松山市天山一丁目1番32号 中田 鶴喜（持分2分の1）			

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成16年6月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 6月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 ( $m^2$ )	実 測 ( $m^2$ )	収 用 し よ う と す る 土 地 の 実 測 ( $m^2$ )				
愛媛県松山市久谷町	乙472番	山林	山林	743	不 明	1,594.16	愛媛県松山市井門町376番地 新崎 修			

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成16年6月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 6月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
公 簿			現 況	公 簿 ( $m^2$ )	実 測 ( $m^2$ )	収 用 及 び 使 用 し よ う と す る 土 地 の 実 測 ( $m^2$ )					
収 用	愛媛県松山市久谷町	甲2938番2	畑	山林	651	不 明	119.44	愛媛県松山市久谷町2941番地 大西 隆雄			

使 用	愛媛県松山市久谷町	甲2938番2	畑	山林	651	不 明	44 .17	愛媛県松山市久谷町2941番地 大西 隆雄			
-----	-----------	---------	---	----	-----	-----	--------	--------------------------	--	--	--